

令和元年改正後私立学校法（全文）

赤字：改正により追加・改定箇所
緑マーカー：政令（私立学校法施行規則）参照部分
青マーカー：省令（私立学校法施行規則）参照部分
黄マーカー：一般社団・財団法人法準用部分

私立学校法

私立学校法施行令（政令）、私立学校法施行規則（省令）・
準用する一般団・財団法人法（読替え後）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（所轄庁）

第4条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事（第2号に掲げるもののうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

- (1) 私立大学及び私立高等専門学校
- (2) 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- (3) 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- (4) 第2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第64条第4項の法人
- (5) 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

第2章 私立学校に関する教育行政

（学校教育法の特例）

第5条 私立学校（幼保連携型認定こども園を除く。第8条第1項において同じ。）には、学校教育法第14条の規定は、適用しない。

（報告書の提出）

第6条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

第7条 削除

（私立学校審議会等への諮問）

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項（同法第95条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第95条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立学校審議会)

第9条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第10条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第11条 削除

(委員の任期)

第12条 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第13条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任) **★改正**

第14条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の**適正な**執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

第15条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第64条第4項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第16条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第17条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第18条から**第23条**まで 削除

第3章 学校法人

第1節 通則

(学校法人の責務) ★新設

第24条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(資産)

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第26条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第1項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(特別の利益供与の禁止) ★新設

第26条の2 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の**場合で定め**る学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

《私立学校法施行令》

(特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者)

第1条 私立学校法（以下「法」という。）**第26条の2**（法第64条第5項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第64条第4項の法人。第1号及び第5号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。）
- (2) 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- (3) 前2号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 前2号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- (5) 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として**文部科学省令で定める**もの

《私立学校法施行規則》

(法人が事業活動を支配する法人等)

第1条の2 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「令」という。）**第1条第5号**の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第3項第1号において「子法人」という。）とする。

2 令第1条第5号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前2項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 学校法人の設立者である法人（第1項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合
- (2) 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合

イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

(住所)

第 27 条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第 28 条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用) ★改正

第 29 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）**第 78 条**の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。-----▶

◀一般社団・財団法人法▶

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第 78 条 学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

第 2 節 設立

(申請)

第 30 条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第 54 条第 3 項（同法第 70 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
 - (4) 事務所の所在地
 - (5) 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
 - (6) 理事会に関する規定
 - (7) 評議員会及び評議員に関する規定
 - (8) 資産及び会計に関する規定
 - (9) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
 - (10) 解散に関する規定
 - (11) 寄附行為の変更に関する規定
 - (12) 公告の方法
- 2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。
- 3 第 1 項第 10 号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(寄附行為の補充)

第32条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第30条第1項各号に掲げる事項を定めずに死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第33条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(寄附行為の備置き及び閲覧) **★新設**

第33条の2 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き) **★改正**

第33条の3 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用) **★改正**

第34条 一般社団・財団法人法第158条及び第164条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第3節 管理

第1款 役員及び理事会

(役員)

第35条 学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない。

2 理事のうち1人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(学校法人と役員との関係) **★新設**

第35条の2 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会) **★改正**

第36条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。理事(理事長を除く。)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

《一般社団・財団法人法》

(贈与又は遺贈に関する規定の準用)

第158条 生前の処分で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

(財産の帰属時期)

第164条 生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財産は、学校法人の成立の時から当該学校法人に帰属する。

2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から学校法人に帰属したものとみなす。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(役員の職務等) ★改正

第37条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 学校法人の業務を監査すること。
 - (2) 学校法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員の選任) ★改正

第38条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)
- (2) 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第44条第1項において同じ。)
- (3) 前2号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を2以上設置する場合には、前項第1号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、1人又は数人を理事とすることができる。
- 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになつてはならない。
- 8 次に掲げる者は、役員となることができない。
 - (1) 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員の兼職禁止)

第39条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

《私立学校法施行規則》

(役員の職務の適正な執行ができない者)

第3条の2 法第38条第8項第2号(法第64条第5項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(役員の補充)

第 40 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第 40 条の 2 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第 40 条の 3 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第 40 条の 4 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用) **★改正**

第 40 条の 5 **一般社団・財団法人法第 80 条**の規定は民事保全法（平成元年法律第 91 号）**第 56 条**に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法**第 82 条、第 84 条、第 85 条**及び**第 92 条第 2 項**の規定は理事について、一般社団・財団法人法**第 103 条**及び**第 106 条**の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 82 条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第 85 条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第 103 条第 1 項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。----->

《一般社団・財団法人法》

(理事の職務を代行する者の権限)

第 80 条 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(表見代表理事)

第 82 条 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(1) 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
(2) 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
(3) 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定は、前項の承認を受けた同項第 2 号の取引については、適用しない。

(理事の報告義務)

第 85 条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(競業及び学校法人との取引等の制限)

第 92 条 (略)
2 学校法人においては、第 84 条第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第 103 条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第 106 条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
(1) 費用の前払の請求
(2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
(3) 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

第2款 評議員及び評議員会

(評議員会) ★改正

第41条 学校法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 9 第7項の規定にかかわらず、第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第113条第1項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもつて決する。
- 10 第7項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。★改正

- (1) 第45条の2第1項の予算及び事業計画
 - (2) 第45条の2第2項の事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
 - (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
 - (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - (9) その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとするができる。

第43条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第44条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- (2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- (3) 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第1号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第3款 役員損害賠償責任

(役員が学校法人に対する損害賠償責任) ★新設

第44条の2 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項第2号又は第3号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

- (1) 第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の理事
- (2) 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
- (3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団・財団法人法第112条から第116条までの規定は、第1項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第113条第1項第2号	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第114条第1項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)	理事会の決議
第114条第2項	、同項限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	及び同項限る。)
第114条第3項	同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)	理事会の決議
第114条第4項	社員	評議員
第114条第4項	議決権を有する社員	評議員

《一般社団・財団法人法》

(学校法人に対する損害賠償責任の免除)

第112条 私立学校法第44条の2第1項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第113条 前条の規定にかかわらず、役員が私立学校法第44条の2第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額(第115条第1項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。

- (1) 賠償の責任を負う額
- (2) 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイから八までに掲げる役員に区分に応じ、当該イから八までに定める数を乗じて得た額
 - イ 理事長 6
 - ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4
 - (イ) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの
 - (ロ) 当該学校法人の業務を執行した理事(イ)に掲げる理事を除く。)
 - (ハ) 当該学校法人の職員
 - ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事 2

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (3) 責任を免除すべき理由及び免除額

3 学校法人においては、理事は、私立学校法第44条の2第1項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を評議員会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、各監事)の同意を得なければならない。

4 第1項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(理事等による免除に関する寄附行為の定め)

第114条 第112条の規定にかかわらず、学校法人(理事が2人以上ある場合に限る。)は、私立学校法第44条の2第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前条第3項の規定は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員会に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができない。

4 総評議員(前項の責任を負う役員であるものを除く。)の議決権の10分の1(これを下回る割合

《施行規則》

(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)

第3条の3 法第44条の2第4項(法第64条第5項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人法」という。)第113条第1項第2号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 役員がその在職中に報酬、賞その他の職務執行の対価(当該役員のうち理事が当該学校法人(法第64条第5項において準用する場合にあっては、同条第4項の法人(以下「準学校法人」という。))以下この条及び次条において同じ。)の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞その他の職務執行の対価を含む。)として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が1年でない場合にあっては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 準用一般社団・財団法人法第113条第1項の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日

ロ 準用一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日

ハ 準用一般社団・財団法人法第115条第1項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(2以上の日がある場合にあっては、最も遅い日)

(2) イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

- ① 当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額
 - ② 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
 - ③ ①又は②に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
- ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数)

- ① 理事長 6
- ② 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 4
 - (i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの
 - (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事((i)に掲げる理事を除く。)
 - (iii) 当該学校法人の職員
- ③ 理事(①及び②に掲げるものを除く。)

又は監事 2

第 115 条 第 1 項	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
	限る。)、	限る。) 又は
第 115 条 第 4 項	第 111 条第 1 項	私立学校法第 44 条の 2 第 1 項
第 116 条 第 1 項	第 84 条第 1 項第 2 号	私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項第 2 号

《施行規則》

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第 3 条の 4 準用一般社団・財団法人法第 113 条第 4 項 (準用一般社団・財団法人法第 114 条第 5 項及び第 115 条第 5 項において準用する場合を含む。) に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

- (1) 退職慰労金
- (2) 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- (3) 前 2 号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(責任限定契約)

第 115 条 第 112 条の規定にかかわらず、学校法人は、理事(業務執行理事(理事長、理事長以外の理事であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第 141 条第 3 項において同じ。))又は当該学校法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条及び第 301 条第 2 項第 12 号において「非業務執行理事等」という。)の私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。

- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。
- 3 第 113 条第 3 項の規定は、寄附行為を変更して第 1 項の規定による寄附行為の定め(同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。
- 4 第 1 項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 第 113 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
 - (2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - (3) 私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
- 5 第 113 条第 4 項の規定は、非業務執行理事等が第 1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第 116 条 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項第 2 号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

- 2 前 3 条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(役員^イの第三者に対する損害賠償責任) ★新設

第 44 条の 3 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 第 47 条第 1 項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 第 37 条第 3 項第 4 号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の連帯責任) ★新設

第 44 条の 4 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第 4 款 寄附行為変更の認可等

(寄附行為変更の認可等)

第 45 条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第 5 款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画) ★新設

第 45 条の 2 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第 1 項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第 109 条第 2 項（同法第 123 条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(評議員会に対する決算等の報告)

第 46 条 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧) ★改正

第 47 条 学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に、**文部科学省令で定めるところにより**、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第 3 項において同じ。）を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、**第 37 条第 3 項第 4 号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から 5 年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）**には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除くとして、同項の閲覧をさせることができる。

◀施行規則▶

(財産目録等の作成)

第 4 条の 4 法第 47 条第 1 項（法第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

2 **法第 47 条第 1 項**に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）第 1 条第 2 号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第 1 条の 3 の 4 に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第 64 条第 4 項の法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に規定する募集又は売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 **法第 47 条第 1 項**に規定する書類のうち収支計算書については、第 1 項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

4 **法第 47 条第 1 項**に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人（法第 64 条第 5 項において準用する場合にあつては、準学校法人。）の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。

(報酬等) ★新設

- 第 48 条** 学校法人は、役員に対する報酬等について、**文部科学省令で定めるところ**により、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。
- 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

《施行規則》

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第 4 条の 5 法第 48 条第 1 項 (法第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

(会計年度) ★改正

- 第 49 条** 学校法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 4 節 解散

(解散事由)

- 第 50 条** 学校法人は、次の事由によつて解散する。
- (1) 理事の 3 分の 2 以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
 - (2) 寄附行為に定めた解散事由の発生
 - (3) 目的たる事業の成功の不能
 - (4) 学校法人又は第 64 条第 4 項の法人との合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 第 62 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第 31 条第 2 項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

- 第 50 条の 2** 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の学校法人の能力)

- 第 50 条の 3** 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人) ★改正

- 第 50 条の 4** 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び**第 62 条第 1 項の規定による解散命令**による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 学校法人が**第 62 条第 1 項の規定による解散命令**により解散したときは、**所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。**

(裁判所による清算人の選任)

- 第 50 条の 5** 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第50条の6 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第50条の7 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第50条の8 清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第50条の9 清算人は、その就職の日から2月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第50条の10 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第50条の11 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第50条の12 裁判所は、第50条の5の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第50条の13 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 裁判所は、第1項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」

と読み替えるものとする。

- 5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第 50 条の 14 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第 50 条の 15 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(即時抗告)

第 50 条の 16 削除

(不服申立ての制限)

第 50 条の 17 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 11 条から第 13 条までの規定の適用があるものとする。

5 第 2 項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第 3 項ただし書の処置をとるものとする。

6 第 2 項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第 3 項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第 52 条 学校法人が合併しようとするときは、理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第 53 条 学校法人は、前条第 2 項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、2 月を下ることができない。

第 54 条 債権者が前条第 2 項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第55条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第64条第4項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第56条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第64条第4項の法人の権利義務(当該学校法人又は第64条第4項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第57条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

第58条 削除

第5節 助成及び監督

(助成)

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(措置命令等)

第60条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第1項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第5項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第29条第2項及び第31条(同法第16条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第4項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

8 第1項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。

9 学校法人が第1項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。

10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

11 行政手続法第3章第3節の規定及び第3項から第6項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(収益事業の停止)

第61条 所轄庁は、第26条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- (1) 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
 - (2) 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
 - (3) 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。
- 2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

(解散命令)

第62条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、第1項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第15条第1項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - (1) 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等へ出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - (2) 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第1項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節（第15条、第19条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第16条第4項（同法第17条第3項において準用する場合を含む。）、第20条第6項及び第22条第3項（同法第25条において準用する場合を含む。）において準用する同法第15条第3項中「行政庁」とあり、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第20条から第25条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等」と、同法第25条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
- 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第24条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。
- 7 第4項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第1項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

(報告及び検査)

第63条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(情報の公表) **★新設**

第63条の2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、**文部科学省令で定めるところにより**、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 第30条第1項若しくは第45条第1項の認可を受けたとき、又は同条第2項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 第37条第3項第4号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 第47条第1項の書類を作成したとき
同項の書類のうち**文部科学省令で定める書類の内容**
- (4) 第48条第1項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

《施行規則》
(公表)
第7条 法第63条の2の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 **法第63条の2第1項第3号**に規定する文部科学省令で定める書類は、**法第47条第1項**に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）とする。

第4章 雑則

(私立専修学校等)

第64条 第5条、第6条及び第8条第1項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第130条第1項の都道府県知事の権限又は同法第133条第1項において読み替えて準用する同法第13条第1項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項」とあるのは「学校教育法第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項」と読み替えるものとする。

2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。

3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第3章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5 第3章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

6 学校法人及び第4項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第4項の法人及び学校法人となることができる。

7 第31条及び第33条(第5項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合に準用する。

(類似名称の使用禁止)

第65条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第64条第4項の法人は、この限りでない。

(実施規定)

第65条の2 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

(事務の区分) **★改正**

第65条の3 第26条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。))及び第2項(第32条第2項、第50条第3項並びに第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)、第32条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第37条第3項(第5号に係る部分に限り、第64条第5項において準用する場合を含む。)、第40条の4(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第45条(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。))及び第4項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、**第50条の4第2項**(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の7(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の13第5項(第64条第5項において準用する場合を含む。))及び第6項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の14(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第60条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第2項(第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第3項(第60条第11項、第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第9項(第64条第5項において準用する場合を含む。))及び第10項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第61条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第62条第1項から第3項まで(第64条第5項において準用する場合を含む。))並びに第63条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(経過措置)

第65条の4 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第5章 罰則

第 66 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

- (1) この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- (2) 第 33 条の 2 の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
- (3) 第 33 条の 2 の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
- (4) 第 33 条の 3 の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (5) 第 45 条第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 第 47 条第 2 項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (7) 第 47 条第 2 項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録の閲覧を拒んだとき。
- (8) 第 50 条の 2 第 2 項又は第 50 条の 11 第 1 項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- (9) 第 50 条の 9 第 1 項又は第 50 条の 11 第 1 項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- (10) 第 53 条又は第 54 条第 2 項の規定に違反したとき。
- (11) 第 61 条第 1 項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
- (12) 第 63 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 67 条 第 65 条の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

〔以下略〕